

竹富町合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請の流れ

1.補助金申込書の提出

- ◇まちづくり課又は出張所へ補助金申込書を令和8年8月31日（月）までに提出
- ※予算に限りがありますので、予算を超えた場合は抽選を行います。

【提出書類】

- ①補助金事前申込書
- ②見積書
- ③設置場所の位置図
- ④義務履行確認書

2.補助金交付申請書（様式第1号）

- ◇補助金交付申請書をお送りしますので、下記の書類を揃えて提出
- ・令和8年9月30日（水）までに申請書を提出してください。

【提出書類】

- ①補助金交付申請書
- ②浄化槽の構造図、仕様書
- ③住宅等を借りている者は、賃借人の承諾書
- ④その他町長が必要と認める書類

3.補助金交付決定通知書（様式第2号）

- ◇まちづくり課にて書類内容等の審査を行います。
- ・審査後、補助金交付決定通知書をお送りいたします。

4.保健所及び公益社団法人沖縄県環境整備協会に届出

- ※合併処理浄化槽を設置する場合は事前に保健所へ届出が必要となります。
- ・保健所にて合併処理浄化槽に関する講習会がありますので参加してください。
- ・浄化槽管理者は、沖縄県知事の指定した公益社団法人沖縄県環境整備協会の実施する法定検査（7条、11条検査）の受検が義務づけられています。

5.工事着工

- ※補助金交付決定通知を受けてから工事を着手してください。
- ・工事の際は着工前、施工中、完了の写真を必ず撮影してください。
（浄化槽設置、配管工事、単独浄化槽撤去）
- ・設置するにあたり浄化槽保守点検業者及び汲み取り業者との契約が必要です。
- ※竹富町が許可を出している汲み取り業者しか契約できませんので、事前にまちづくり課もしくは業者へ確認してください。
- ・見積書を取った業者と施工業者が異なる場合は工事着工前に、必ずまちづくり課までご連絡ください。

裏面に続きます。

6.実績報告書（様式5号）

◇工事完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

・実績報告書の提出期限は令和8年12月18日（金）までです。提出期限を超えた場合は補助金の交付ができません。

【提出書類】

- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽汲取り業者との業務委託契約書の写し
 - ②浄化槽法第7条及び第11条に規定に基づく検査依頼書
 - ③浄化槽設置届出書の写し
 - ④浄化槽使用開始届出書の写し
 - ⑤浄化槽使用廃止届出書の写し（単独浄化槽撤去のみ）
 - ⑥工事管理写真（着手前、施工、配管、撤去、完了）
 - ⑦浄化槽使用開始報告書の写し又は、浄化槽工事完了報告書の写し
 - ⑧設置工事の領収書の写し
 - ⑨その他町長が必要と認める書類
- ※⑥・⑦は必ず着手前に業者へ工事完了後に提出してもらうように伝えてください。

7.書類審査

◇まちづくり課にて書類内容等の審査

8.補助金交付額確定通知書（様式第6号）

◇補助金交付確定通知書及び補助金交付請求書を送付

9.補助金交付請求書（様式第7号）

◇補助金交付請求書及び振込先通帳の写しを提出

10.合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付

お問い合わせ先

竹富町役場 まちづくり課 生活環境係

0980-82-1107